

官報

号外 昭和二十三年六月二十六日

○第二回衆議院會議錄第七十号

昭和二十三年六月二十五日(金曜日)

午後四時二十八分開議

議事日程 第六十六号

昭和二十三年六月二十五日(金曜日)

午後一時開議

第一 内閣法の一部を改正する法律案、物價院法案及び総理府設置法案撤回の件

第二 行政事件訴訟特例法案(内閣提出、参議院回付)

第三 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第四 国家行政組織法案(内閣提出)

第五 国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

第六 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案(内閣提出)

第七 獸医師会及び裝蹄師会の解散に関する法律案(内閣提出)

第八 家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 厚生年金保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 農事法案(内閣提出)

第十一 會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 皇室經濟法施行法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

第十四 日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)

第十五 行政官廳法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、臨時人事委員會の地方の事務所の設置に關し承認を求むるの件

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) お諮りいたします。松永義雄君より兩院法規委員辭任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(松岡駒吉君) つきましては、この際兩院法規委員の補欠選挙を行います。

○篠口晃君 兩院法規委員の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 篠口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて議長は兩院法規委員に笠原貞造君を指名いたします。(拍手)

捕鯨許可に關する永江國務大臣の報告

○議長(松岡駒吉君) 農林大臣より、捕鯨許可に關し報告のため發言を求められております。これを許します。農林大臣永江一夫君。

〔國務大臣永江一夫君登壇〕

○國務大臣(永江一夫君) 私は、このたび連合軍最高司令官から、わが國の第三次南水洋捕鯨に對し、六月二十一日附をもつて、昨年同様二船隊の出漁を正式に許可せられましたことを、各位に御報告いたしますとともに、本會議の席上を利用いたしまして、連合軍當局の格別なる御措置に對し厚く感謝の意を表したいと存じます。(拍手)

御承知のごとく南水洋捕鯨出漁は、現在の食糧事情のもとにおきましては、ただに産業的に重要な意義を有するに止まらず、終戦以來の閉塞したるわが國民經濟の將來に一道の光明と希望とを與えるものであります。連合軍當局が、このたび第三次の出漁許可を與えられたことは、ひとりわが國水産業の喜びであるばかりでなく、全國民のひとしく喜びとするとこそであります。

續つて、終戦以來の南水洋捕鯨出漁の状況を簡單に申し上げますと、昭和二十一年ないし二十二年度漁期におきます第一次出漁の成績は、母船二隻、仲積船及び捕鯨船等十九隻、その捕獲頭数は白長須鯨換算で九百二十七頭、その生産總額は、鯨油約二万二千トン、鯨肉等約二万二千トン、合計三万四千トンでありました。昭和二十二年ないし二十三年度漁期におきます第二次出漁の成績は、母船二隻、仲積船及び捕鯨船等二十五隻、その捕獲頭数は白長須鯨換算で千四百頭、その生産總額は、鯨油約一万七千八百トン、鯨肉等約二万七千トン、合計約四万五千トンであります。

かくのごとく從來の出漁実績は、回を重ねるごとに漸次改善せられまして、きわめて優秀なる成績を示しつつあるものであります。しかしながら、これをもつて未だ必ずしも完全なるものとは言ひ得ないのであります。私どもは、来るべき漁期におきましては、さらに從來の実績に鑑み、一層の改善をこらし、事情の許す限り最も優秀なる人的、物的設備能力を動員いたしまして出漁計画の万全を期し、かつ操業にあたりましては、國際捕鯨協定を遵守するはもちろん、鯨体の完全利用または製品品質向上の点等において、先進捕鯨國よりもさらに優秀なる成績をあげるよう最善の努力をいたさねばならぬのであります。これこそ、とりもなおさず連合軍當局の好意に報い、他方全國民の期待にこたえる唯一の途であると存じます。

ここに第三次出漁許可の朗報を全國民とともに喜びますとともに、この際われわれの負うべき責務の重要性につき覚悟を新たに、關係者各位に對しては一層の努力を切望し、相ともに協力いたしまして、来るべき漁期においては出漁の完遂に万全を期したいと存じます。謹んで報告いたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) この際、このまま暫時休憩いたします。

午後四時三十四分休憩

午後四時三十七分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

簡易生命保險並びに郵便年金積立金運用に關する緊急質問(推熊三郎君提出)

○篠口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、推熊三郎君提出、簡易生命保險並びに郵便年金積立金運用に關する緊急質問、神田博君提出、石炭増産に關する緊急質問を逐次許可せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 篠口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

簡易生命保險並びに郵便年金積立金運用に關する緊急質問を許可いたします。推熊三郎君。

〔推熊三郎君登壇〕

○推熊三郎君 ただいま議題に供せられました……

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

○権三郎君(続) 簡易生命保險並びに郵便年金積立金運用に関する質問をいたします。

第一に、簡易生命保險並びに郵便年金事業は、創始以來三十有余年の歴史をもつております。現在その契約件数は八千二百万件に及んでおるのであります。保險金額に至りましては四百億円を突破しておる現状でございます。本國管任意保險業がいかに大衆の生活の安定、福祉増進に寄與しつつあるかは、この事實をもつて明らかに証明せられます。しかも、零細なる保險料による最低限度の保險利益を庶民大衆に普及せんとする簡易保險及び郵便年金事業は、戦後困難なる經濟事情下において、よく國民大衆の生活及びその欲求に合致し、日本再建途上重大なる貢獻をなすものであることは疑いなく、ところでありませう。(拍手)

しかるに本保險事業は、厚生年金保險または各種健康保險等社會保險と類を異にいたしまして、事業創始以來終始一貫、獨立採算制をもつて經營してまいつております。かつ國家独占事業たりし特權は今日すでに除かれまして、民間保險事業と同様、單獨企業体といたしまして運営せられることは、御承知の通りでございます。はたして政府は、民間企業のごとく活発なる創意と自由なる努力とを發揮して健全急速なる事業の發展を招きしめ得るごとく本事業を運営しつつありや否や、殊にインフレーション進行下におきまして、はたして獨立採算制を保持しつつ、かつ事業の普及向上を所期し得るや否や。今もし本國管保險にして經營破綻を招きし、國民大衆の零細なる蓄積を一片のほごに化することありとせば、それは國民大衆の生活に重大なる損失を與ふるのみならず、國家の信用を崩壊せしめ、重大なる政治的混亂を惹起せしめるものであると思われま

す。(拍手)民間企業保險事業の信用並びに經營に對しまして、その及ぼすところの影響は甚大であります。まさに不測の事態または危險を及ぼすこととなることは明らかであります。通信大臣は、はたして本事業經營の現狀に對して、いかなる抱負經營をもたれるのであるか。將來の方針に對しても率直に御答弁を求める次第であります。

第二に、簡易生命保險及び郵便年金事業は、現在約九十七億圓に上るこの責任準備金をもつておるのであります。大責任準備金は、事業創設當時、國會において、その運営について嚴格なる條件を附しました。かつ政府は、將來ともこの條件を嚴守することを聲明しておるのであります。爾來公共の利益及び加入者の福祉増進に直接運用し來つた歴史をもつておるのであります。しかるに、すでに國會委員會において、たび／＼議員より質問が行われたるごとく、現在大責任準備金の運用は、特殊事情によりほとんど停止せられておる事情であります。その特殊事情とは何か。戰爭中における政府資金融通の一元化、戦後における關係方面の意圖に基くところの施策でございます。政府は、簡易生命保險及び郵便年金事業を、國營とはいへ、全然獨立採算企業經營の方式により運営するごとく諸般の法令、制度を定めながら、しかも保險事業經營上根本的原則たる責任準備金の運用の途を閉鎖しておるまゝ、これを放置しておるがごとく、本事業の維持發展の重大性に鑑

み、言語道斷といわざるを得ないのである。なおまた簡易生命保險及び郵便年金の社會政策的使命の一つとして、巨大なる本責任準備金を公共の利益及び加入者の福祉増進に運用することこそ絶体に必要なのでございます。

今日、全通信從業員組合の實熱心なる要求が凝結いたしまして、本責任準備金の直接運用再開を求めてやまぬのは、事業の自主性の確立が從業員の勤勞意欲高揚の根本義であることを物語るものであることも、看過すべからざる事実でございます。政府は、本年一月、全通信從業員組合の提訴に對する中央労働委員會の裁定について、本責任準備金直接運用再開に關し善処する旨を公約してゐるのであります。しかるにもかかわらず、その後何らこの問題に對して特別の措置を講じておりません。傳うるところによれば、政府部内の一部にこれを阻止する動きがあるやに聞か、はたして止りきりとなせば、かかる所論は簡易生命保險及び郵便年金事業を政府みずからの手によつて破壊せしめんとするがごとく、奇怪なる動向と申さねばなりません。いわんや、特殊事情により本運用が停止している現在、政府部内に對立確執の議論がありとせば、その筋の了解を得るなどというところは不可能なのであります。政府は、簡易生命保險及び郵便年金事業の本質とその重要性に鑑み、本事業をして獨立採算制下、本來の使命たる國民生活安定、公共利益増進を全うせしむるため、責任準備金を直接事業當局をして運用せしむるがごとく、一体となつて即刻努力する用意ありや否や。通信大臣、大藏大臣の明確なる答弁を求めます。(拍手)

なお、簡易生命保險及び郵便年金積立準備金の運用実績は、九十七億圓中六十億圓、すなわち六〇％の部分が今日預金部預金となつてゐることは、特殊事情下やむを得ざる變態現象ではあります。残余の三十七億圓中十五億圓が地方團體公共貸付に充當せられてゐることは、その十五億圓が戰前の平價においてなされてゐるものであることを顧みると、本事業責任準備金の運用が、いかに忠実に資金還元原則に従つて地方公共の利益増進のために運用されてゐたかを表明するとともに、本責任準備金が地方財政金融上きわめて重大なる地位を占めておるものであることは明らかでございます。今日地方財政窮乏の折柄、これを担当せられてゐる野澤國務大臣におかれましては、この件に關し、いかなるお考えをもつておられますか、明確にしたいでございます。(拍手)

今日、きわめて窮迫せる地方財政金融事情に直面し、全國の地方公共團體は澎湃として本責任準備金運用再開を要望しております。昨年以來、全國の市町村會において數回にわたつて決議をなし、議會、政府あるいは關係方面にそれ／＼陳情をし、熱心なる要望をもつて、旧來のごとくこの準備金の一元化、すなわち通信省に移管することを要求してやまない状態は、諸君御承知の通り、しかも第二回國會開會以來、各議員の手もには全國の地方公共團體より多數の陳情書が参つております。現に本國會の財政金融委員會並びに通信委員會等には、多數の陳情、請願等が参つておまして、先般、ちやうど一週間前ではあるが、通信委員會におきましては、この請願を調査研

究の上、満場一致をもつて採択してあるのであります。かくのごとく目前焦眉の急に迫つておる地方財政上の問題並びに保險事業本來の運営のために、何とかして一刻も早く、この事業創設當時の趣旨に鑑みて、これはどうして通信省に移管してもらうことに賛成していただかなければなりません。

去年、私通信省に關係しておりました當時、私も熱心に大藏當局と相談いたしまして、關係方面におかれまして、大藏當局と通信省の當局とを招致して相談をなされたことがございませう。最後の段階に至りましたは、大藏省當局も事務當局も一應これに賛成するといふ段階にまで達しました。殊に本年一月にはいりまして、前大藏大臣栗栖さんは、私との間に直接交渉を重ねまして、何とかして希望のごとく善処する。自分の在任中に解決したいといふ言葉を私に與えております。たまたま不幸にして政変に遇ひまして、そのことが一頓挫を來しておるのでございます。新北村大藏大臣におかれましては、從前通りの大藏大臣の方針を踏襲せられて、この要望を容れられんことを切に私は希望いたします。(拍手)最後に私は、これは特に總理大臣の御出席がございますから、總理大臣に御説明をしていただきたい。それは、從來國會に對する陳情、請願等は、いかに國會がこれを採択いたしましたも、一たびこれを政府に移譲するとき、官僚はまつたく面從腹背で、その請願、陳情などというものは一片のほごにすぎない。形式的の處理にすぎない。諸君、新憲法下における今日の新國會は、しかく不見識なものではない。(拍

手）國家最高の機関たる國會において審査し採択したるこれらの陳情あるいは諸議のごとき、一たび採択せられて政府に移譲せらるるとき、政府当局者は官僚を擁護し、人民の熱心なるこの声を具体的に政治施策の上に実現することこそ、ほんとうに今日の新時代の政府でなければならぬ。（拍手）よつて、國家最高の機関たる今日以後の國會の諸議、陳情は、もとより審査は慎重にしなければなりません、一たび採択せられたるものには國家最高の権力が裏づけられておるといふことを政府は忘れてはならぬと思ふ。この点において内閣總理大臣は、新憲法下、新國會のもとに行われるところの陳情、諸議の採択に対し、いかなる御所見を有せらるるやを、この席上において明らかにせられんことを望みます。

以上私は、簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関して御答弁を求めます。

〔休憩々々〕と呼び、その他発言する者多し
○議長（松岡駒吉君） この際一分間休憩いたします。

午後四時五十五分休憩

午後四時五十六分開議

○議長（松岡駒吉君） 休憩前に引続き會議を開きます。通信大臣吉澤三君。

〔國務大臣吉澤三君登壇〕

○國務大臣（吉澤三君） 推熊君のお尋ねに對しましてお答えいたします。インフレーションの激化のもとにおきまして、生命保険の事業は一般的に申しまして、きわめて抵抗力が弱いのでございまして、その受ける影響も甚大

でございます。殊に簡易生命保険のごとき、小口の保険契約でございますし、さらには募集制度というもののものもに成り立つております事業におきましては、その影響がきわめて甚大であります。従いまして、この會計におきましても、きわめて困難な状態であることは、推熊君お述べの通りでございます。従いまして私も、これに對しましては經營の合理化をいたしまして、できるだけ經營の節約をはかり、能率の増進を期待しつつ、新規契約の大量募集によりましてこの保險の目的を貫徹すると同時に、この保險會計を確立したいと、このように考えております。

次に、保險事業におけるいわゆる簡易保險金並びに郵便年金積立金の通信省の一元の運營を御希望になりました御見解に對しましては、まづたく同感でございます。この私どもの理由といたしましては、お述べになつたことによつて十分でございますが、まづ經營と資産運用とは同一でなければ、ほんとうに保險の円滑なる遂行ができないと考えるのでございます。さらには、加入者大衆の福祉を増進するというのがこの事業の眼目でございます。その点からいたしまして、さらにはまた現在の危機に瀕します通信會計を健全ならしむるという点からいたしまして、また従業員の勤勞意欲を高揚するといふ点からいたしまして、すでにお述べになりましたごとく、全通信従業員組合におきましても熱心にこのことを要求して、お述べの通り中央労働委員会に提訴し、中央労働委員会においても認めになつておる次第でございます。

います。さらに公共團體の御協力なくしては、この事業の完全なる遂行は期したいのでございまして、ぜひともわれ／＼は、通信省一本の姿においてこの運用を期したいと考えておるのでございます。

かかる見地からいたしまして、わが國の簡易生命保險は世界に例を見ない發展を示してきたのでございますが、かの戰爭中におきまして、いわゆる金融の一元の統制のもとにおきまして、すべての資金が大藏省の預金部に集中し、プールされた折柄におきましても、この簡易生命保險金と郵便年金の積立金だけは、これをそのままにしてあつたという実情からして、いかにこの一元の運營が必要であるかを實証し得ると思つたのでございます。その他地方財政の問題は野澤國務相の所管でございしますが、これらの問題とも相まちまして、今お述べのような趣旨に對しまして全幅の賛意を表しまするとともに、私も極力大藏省とも御相談申し上げ、関係方面とも交渉を現在続けているのでございまして、この間に

おきましては、この席上その成行きについて今日まだ発表する機会に至つておりませんが、熱心なる努力を続けたいと申すことを御了承願ひまして、私の答弁といたす次第であります。（拍手）

〔國務大臣北村徳太郎君登壇〕

○國務大臣（北村徳太郎君） 推熊君の緊急御質問にお答え申し上げます。簡易生命保險並びに郵便年金が日本の財政並びに金融等の上にもつ重要性は、推熊君のお述べになりました通りでありまして、殊に昨年度のごとき、財政支出が非常に歴大でありましたけれども、保險並びに貯金等を通じてその六〇％を還元し得て、インフレーション下にあつて非常に大きな貢獻をしたというところは、これは実に感謝すべき事実であると思つたのであります。特に郵便年金並びに簡易保險が、その零細性において、従つて社会政策的意義において、またきわめて重大であるといふことも、十分に私どもは感得いたしておるのであります。ただ問題は、これを資金的にどう処理するかがよいかといふことに相なるのであります。國家財政に基く資金計画並びに資金の配分を一体どこでやるかといふような問題が、今日まで問題として残されておつたのでございます。しかしながら、これがいづれの所管でありましようとも、根本方針として、かような零細な、各地方から吸収し得た國民所得は元々還元する、公共の福祉のために還元するという建前には変わりはないのであります。今日まで地方財政のために、ほとんど地方に還元いたしておる。これは推熊君のお述べになりました通りであります。また、ただいま通信大臣よりお話がございましたが、われ／＼また熱烈なる御希望に應ずるために関係方面と折衝いたしておることも事実でございます。その了解を得ますならば、さうした方向に一つついていきたい、かように考えている点をお答え申し上げます。（拍手）

〔國務大臣野澤勝君登壇〕

○國務大臣（野澤勝君） ただいま推熊君よりの御質問の点に對して簡單にお答えいたします。

地方の財政は、御指摘になりました通り非常に困つておるのでございまして、特に中央よりの資金の融通も微力でありまして、なおかつ市町村銀行よりは困難であります。特にただいま御指摘になりました郵便年金並びに簡易生命保險金等は、地方の公共團體の轉換援助が相当大きいのでございまして、よつて、かかる公共事業並びに公共團體に融通されるという御趣意につきましては、まことに同感でございます。われ／＼は、その趣意には絶対敬意と賛成をいたすのでございします。（拍手）

〔國務大臣吉田均君登壇〕

○國務大臣（吉田均君） 推熊君にお答えいたします。簡易保險並びに郵便年金積立金問題に關連して、多數の陳情及び諸議が國會に提出されております。政府は、この國民大衆の要望並びに國會の多數の意向を十分尊重いたしまして、善処する決心であります。（拍手）

〔推熊三郎君登壇〕

○推熊三郎君 通信大臣の御答弁には私も満足するものでありますが、ここにもう一つ通信大臣に聴いておきたいことは、この事業の發展のために、われわれは簡易生命保險の契約金額を向上させたい、少くとも民間保險事業に影響のない程度、三万円程度ぐらいに契約高を高めていきたいという計画であつたのですが、それは大藏當局との折衝の結果、民間保險事業に影響してもいかにだらうというところで、妥協して二万五千円になつておる。その後民間の保險会社では、ほとんど今日五万円以下の生命保險は相手にしないという状況である。よつて三万円ぐらいは

しても、今日の状況では、民間保險事業には全然影響がないと思う。そこで、この事業の發展のために、通信大臣は近き將來において三万四千程度に上昇させる希望をもつておるかどうかを承りたい。それが一つ。

大藏大臣には、ただいまの御答弁、まことにあなたの御決意を聞いて私は満足に思いますが、おそろく大臣としてはそう思うだらうが、私の聞きたいのは、そうではない。大藏大臣は、栗栖さんのときも賛成、あなたも賛成のような御意向だが、大藏事務當局は何かしら同意しないような事情にありまして、今日まで解決しておらぬ。關係方面のことを言われますが、關係方面は、國內政府が一体となれば、さしたる問題ではないということをおもはかつて聞いておる。今日の実情はどうかわからぬ。そこで、あなたの御決意はよいが、あなたの下僚を鞭撻されまして、政府一体の御意見に統一せられんことを私は希望するのであります。

〔國務大臣富吉榮三君登壇〕

○國務大臣(富吉榮三君) 重ねての御質問にお答えいたします。現在限度は二万五千円と相なつておりますが、通貨價值からいいたしても、經營の実情から申しまして、これでは低過ぎると考へております。近い機会において國會の御承認等を得まして、もつと高く三万四千円以上に引上げたい熱心な希望をもつておるものであります。(拍手)

石炭増産に關する緊急質問(神田博君提出)

○議員(松岡駒吉君) 石炭増産に關する緊急質問を許可いたします。神田博君。

〔神田博君登壇〕

○神田博君 第一國會において、片山内閣が命がけて通過せしめたところの、いわゆる石炭國管法施行後の状況並びに今後の政府の出炭対策について伺いたしたいのであります。その前に、去る十八日の福岡縣下勝田炭鉱の爆発事件について伺いたしたいと存じます。

都下大小新聞紙上に掲載せられました記事の一つを参考にしたしたいと思います。死者五十六名、勝田炭鉱爆発〔福岡縣〕十八日午前四時ごろ、福岡縣糟屋郡宇美町三勝田炭鉱縦坑で作業中、坑内ガスの爆発を起した、爆発當時入坑者は六十九名で、午後七時現在死者五十六名、重傷者三名、輕傷者七名、計六十六名を搬出した、なお一名は無事で、坑内に残つた二名は生死不明、すでに死亡は確実と見られてゐる、原因は自然爆発と見られてゐる、かような、わずかに百五十名内外の記事でありますので、その原因並びに被害の詳細な事情はわからないのであります。本年度三千六百万トン出炭の貴

い犠牲となられました諸君に對しまして、はるかに弔慰とお見舞を申し上げたいのであります。殊に遺族の方々、關係者の方々には、深甚なるおぐやみ並びに御同情を申し上げる次第でございます。

今回の勝田炭鉱爆発のごときは、稀有大災害と申さなければならぬと存じます。遺族のゆえもありましようが、ただいま読み上げました十九日の新聞紙上に、わずかに百五十名内外の記事で報道されておるのであります。その詳細を知ることのできないのは遺憾であります。二十三日に至りま

して、ようやくその原因の一つが発表されております。扇風機停止で大事に勝田炭鉱爆発原因(福岡縣)勝田炭鉱爆発事件の原因については、二十二日會社側、労組、戦組の代表者で調査會を開き協議の結果、意見一致し、三者の名で次の通り原因推定を發表した。推定であります。深部二号ダンダ拂い扉延長附近のハツバ母線に火源を発生し、局部扇風機の停止により滞留せるガスに延焼、引続き昇中央附近において爆発に轉ぜるものと推定される、なお細部調査中である」という記事であります。しかるに、文士大宰君のあの情死につきましては、連日数千字を刺愛されておるようであります。

わが國經濟の再建は石炭の増産より始まると言つても過言ではないと存じます。かくのごとき重大なる事件につきまして、關係官廳は十分情報を集め、逐次発表せられましたならば、一般國民の深き理解と同情を得まして、これら貴い犠牲者の靈も慰められ、かつ關係者も激励を受けるのであります。石炭増産上相當の効果をあげると考へられるのであります。さうに考へますと、今回の事件にあたりまして、政府と報道機關との連絡がきわめて不十分であつたと言わなければなりませんので、この点はなほ遺憾に存するのでございます。政府におかれましては、これらの原因を十分調査せられるとともに、再びかかる災害の起らざるよう善善の措置を講ぜられるとともに、政府の責任において、炭鉱關係方面はもちろん、一般國民に對しましても十分納得のいくような解決の方途をとられ、出炭計画完遂に支障なから

しめるよう措置されたいと念願するものであります。この機会に、炭鉱保安衛生の問題であります。炭鉱保安の主管問題が論議されておりました。殊に昨年から懸案になつておるようであります。が、未だこの主管問題が未解決のままに推移されておるといふことは、きわめて遺憾のことと考へるのであります。これにつきまして、商工省で所管されるのか、労働省で所管されるのか、はつきりした總理大臣の御答弁を要求いたします。

そこで、本年度三千六百万トンの生産目標達成であります。このことは、わが國經濟再建のための至上的命令たることは、あらためて説くまでもないのであります。しかるに、その実績はいかがでありますか。四五両月の合計成績を見ますと、計画量が五百七十二万四千トンに對しまして、実績が五百二十万八千トン、遂行率は九割九厘、生産不足量が五十一万六千トンと数字に相なつております。北海道のごときは、この遂行率が七六％という、きわめて不成績な現況であります。最重要基礎物資である石炭増産のために、政府は久しきにわたりまして、他産業や一般國民の甚大なる犠牲において集中生産政策を強行しておつたのであります。この不成績に關しまして、いかに感じておられるかといふことであります。また、この不成績はいかなる原因によつておるのであるか。しかし、これに對していかなる善後策を講ぜんとするものであるか。これらに關しまして、以下若干の質問をいたしまして、政府の所信を伺いたのであります。

第一は、三千六百万トン計画の達成についてであります。ただいま述べましたように、四、五両月は生産すこぶる不振であります。本年度全体といたしまして、三千六百万トンを必ず生産し得るや否や。生産し得るとするならば、今後の生産計画はどういうふうになつておるのか。すなわち四、五両月の不振によりまして、すでに崩壊せるところの当初の生産計画を、地域的、また時期的に、いかにこれを修正するお考えであるか。

殊に輸送の問題であります。当初三千六百万トン計画の際においても相當の困難を予想せられておつたのであります。石炭一トンが工業方面に配炭されましたならば、約三トンの原料または製品となるということは、産業をする者の一般の常識であります。しかるに、六百万トン――昨年は三千万トンでありましたから、三千六百万トンになりますれば六百万トンの増産であります。その四倍、二千四百萬トンの生産増加となつて現われる。しかるに、鐵道の輸送力はどういふふうになつておるか。これを調べてみますと、本年は一億三千万トンの輸送計画であるようでありましたが、これも九月二十一、三十万トン、しかも二十二年四・四半期と變らない現況であります。船舶輸送において大きな輸送を望めない現況におきまして、かくのごとき状況において、出炭計画が進むといたしまして、輸送難という問題を運輸大臣はいかに消化していくというのであるか。私も、この点非常に憂慮にたえないのであります。殊に、昨年政府が發表いたしました

経済白書におきましても、石炭三千万トン計画は、輸送の面において重大なる支障を生ずる。すなわち、三千万トン輸送後に来るところの関連産業の活動によりまして、その方面の物資輸送も支障を生ずるといふことを、昨年の経済白書に述べておられる。三千万トン生産が行われても、その石炭の輸送に伴つて、関連産業の生産増加に伴うところの輸送をいかに消化するかというところは、きわめて重大な問題であるといふことを、政府みずから述べられて、これを認めておられる。それを、本年度において六百万トンを増加しよう——増加したしきならば、ただいま述べましたような二千万四百万トンのこの石炭の面からだけでも、輸送の増加というものが伴つてまいるのでありまして、これらの点につきまして、私どもは非常に憂慮にたえない。

殊に冬期を控へまして、北海道、内地との輸送関係におきましては、特にその問題を大きく考へなければならぬ。この問題ではないかと考へるのでありまして、本計画更正の結果、いわゆる時期的に、地域的にさらに加重されるというところが問題になつてまいつておられる。ごさいます、われわれ大きな不安をもつてあります。これらの点につきまして、いかなる方策をお立てになろうとしておられるのであらうか、伺いたいのであります。

四、五両月の計画遂行率を見まするに、九州地区のごときは約九八%の成績であります。北海道地区は七七%に達しない。昨二十年度の総合成績を見ますと、九州は約九九・九%で、ほとんど一〇〇%であります。山口地区が一〇二%、しるるに、北海道の二十年度総合計は九二・六%にすぎない状況であります。かくのごときは、要するに北海道に對するところの政府の認識不足に基く生産計画それ自体に無理があつたのか。また聞くところによれば、北海道の労働対策が十分でないといふことを聞いておられる。それがこの無理を生じておられるのか、その辺のところを、はつきり商工大臣から答へていただきたいのであります。

第二に伺いたいことは、國管法の実施についてであります。四、五両月の減産については幾多の理由があるだらうと思ひます。しかしながら政府は、これらすべての場合を考慮して、生産目標達成のため必要にして十分なる手段として國管法を実施されたのだらうと考へるのであります。昨年度において、ほぼ生産計画を完遂したにもかからず、國管法の実施期にはいりまして俄然生産が停滯してまいつた。四、五両月とも、昨年十二月以降本年度末、いわゆる十二月、一月、二月、三月、この四箇月のいずれの月に比べても、しかも大幅の生産減退に陥つておる実情であります。國管法施行後の実情であります。事実を申し上げるのであります。組閣に際し若干の政治空白を生じた、その他いろいろ原因があるといふのでありまして、私をして言わしむるならば、國管法の実施準備が遅れて、当然数箇月この実施を延期すべきはずであつた。しかるに、これを予定通り強行された。渡す方では予定通り切り離したけれども、受入態勢が整つていなかつた。そこで、この間空白を生じて減産になつておるといふこと

が実情であると私は考へるのであります。

國管法の施行状況であります。これを調べてまいりますと、中央機構につきましては、いわゆる中央炭鉱管理委員会が、ようやく五月の十三日において第一回の会合を開いた。しかも、今日に至るもなお全委員の発令を見ておらぬといふことを聞いております。指定炭鉱の問題も最終決定を見ていない。従つて、炭鉱管理者の選定も、生産協議会の発足も、他日を期しておるといふことを聞いておられるのであります。地方機構を考へてみましても、石炭局の人事がまだ全面的決定を見ていない。新應舎はようやく今年度の本予算に計上されておるけれども、これを実施されましても、局員の宿舎については、各局とも取得が容易ならぬ実情とわれわれ伺つております。かくしては、局員が赴任いたしました、後顧の憂えなく職務に邁進することができるといふか。殊に地方炭鉱管理委員会のごときは、未だ決定を見ていないといふことを聞いておられるのであります。これら國管法の実施準備が整つておらない。しかるに、これをあえて発足せしめたところの責任と善後措置といふことを、いかに商工大臣はお考へになつておられるか、率直にお答へ願ひたいのであります。

なお、非指定炭鉱の出炭について伺いたいのであります。國管法実施にあたりまして、いくつかの炭鉱が指定せられ、その出炭量は三千六百万トンの幾割に當つておられるのか。先般新聞紙上によりましますと、指定炭鉱は総数四十二鉱、その計画出炭量は全体の五四%に上るといふふうに出ておるようであります。これら指定炭鉱以外のものに對しては、しからば資材・資金等に關して、政府はどういうふうに考へておられるのか。一應のめんどうを見られるのか。非指定炭鉱のめんどうを見られるかどうか。おそらく指定炭鉱に勢力を集中して、非指定炭鉱については、その全面的な支援ができないのではないかと考へるのであります。そういうことになりましますと、五四%の炭鉱については助力ができるのであります。残りの四六%の出炭量をもつておる炭区につきましては、いわゆる指定炭鉱偏重の犠牲になるおそれはないか。現に、これは精神的にも関係者の増産意欲を阻害される結果になりまして、この方面からも三千六百万トン計画の目標達成が崩壊するおそれはないかといふことでもあります。

第三にお伺ひしたいのは、炭鉱経営の合理化の点であります。炭價と生産原價とが著しく均衡を失つておるといふことは事実であります。炭價は増産をすればするだけ欠損が増加するといふ実情でありまして、その赤字は、すでに二百億に達すると称されておるのであります。従つて、主要機材の購入とか賃金の支拂いに事欠く事態があつた。殊に労働者に割当てられたところの生活必需品物資が、販賣店に到着しておられながら、資金難のために受入れられないことが一再でなかつた、といふことも聞くのであります。かようなことでは、いわゆる増産意欲の高揚などはとうてい期待すべくもないと思ひるのであります。

これが対策といひまして、適正炭價の決定と、赤字補償の解決という、二つの問題があるわけでありまして。政府は、先日新炭價を發表せられたようでありまします。これもたして妥當の價格であるかどうかについては全然考慮されておらないといふことを承知いたしておるのであります。炭價がすでに適正でない。しかも、二百億の赤字がそのままに放置されておるといふようなことでは、容易ならぬ問題であると思ひます。殊にまた労働者の退職金についても、十分炭價に計上しておらないといふことを聞いておるのであります。かようなことでは、労資双方の増産意欲を高揚するには技術の改善、保安の確保、その他経営全般の合理化、健全化をはからねばならない昨今におきまして、この際現狀に即應したところの價格政策をもう一應再検討する考へはないか、この点についてお伺ひしたいのであります。さらに、新炭價決定の際にカロリー主義を採用することについて考慮されたかどうかという点であります。たとえば、四千カロリー以下の石炭についてはお増産を要求しておられるかどうかといふことを、はつきり知りたのであります。

第四は、石炭品位の向上と配炭の適正化の問題であります。炭價の現状をもつてしまししては、本年度の三千六百万トンの目標達成は容易でないのではありません。しかも、これを強行いたしましたならば、数量に追われて品質の低下を招くおそれ十分にあるのであります。かくしては、現在すでに需要者側に對しまして深刻に叫ばれておるところ

のいわゆる品質低下の声をさらに深刻化するものもあるとあります。と同時に、先ほど申し述べましたような貧弱な輸送力をして運搬する点も、またはなほだしいと言わなければならぬのであります。すなわち、炭價の格差を明確にするともに、選炭においても特別の奨励策を講ずべきであり、一方配炭の面におきましても、品位の向上に即應してその適正化をはかるため、いわゆる銘柄配炭を断行すべきものと思ひますが、これに対する政府の考えは、いかがであるか、伺いたひのであります。

第五は、亜炭の問題であります。わが國の燃料情勢、特に薪炭事情、電力、住宅及び風水害等の事情を総合的に検討いたしまして、その因果關係を探究いたしますならば、燃料が化学工業原料の分野におきましてはもとよりであり、ひいては治水の面におきましては、いかに重大であるか、この際特に亜炭がいかに重要な役割をもつておるかということがわかるのであります。亜炭産業の育成がいかに緊急を要するかという問題であります。しかるに政府は、亜炭の賦存状況、炭量の調査については、未だすこぶる遺憾の点が多いのであります。殊に停車場等におきまして、大量の亜炭が山積いたしまして、いたずらに風化されておるといふ現状であります。經營者が極度の資金難にあえぎつつある現状において、亜炭に関する資源調査を促進いたしまして、優良亜炭の開発利用をはかるとともに、乾溜加工の指導奨励あるいは融資等を積極的に推進することにしたしまして、輸送力の負担軽減、熱効果の向上を期すべきものであると考へるのであります。政府はこれらに對していかなる考へをおもちになつておるか、十分お伺ひいたしたいと思ひます。

第六は、鉱業用地、殊に炭鉱労働者の住宅用地の確保に関する問題であります。炭鉱労働者の住宅の建設は、昨年一月以來政府の特別の措置によりまして実施されているのであります。これに伴う用地については、すでに昨年度の計画におきましても、またたく行詰りの状態になつてゐるのであります。今後増産のために幾多の新炭鉱を開発しなければならぬ実情に際し、炭鉱労働者の住宅の確保といふことは、石炭増産上重要な先決問題と言わなければならぬと思ひるのであります。これらは、要するに政府が農業生産と石炭生産とに關して総合的定見を欠いており、炭鉱用地設定に関する可否を、石炭の生産と關係のないところの農地委員会だけに裁決せしめておられるのが今日の實情であります。炭鉱住宅の建設が石炭の増産上最も重要な事項であり、そういうことではあります。責任者の届出制をとつておられまして、工事遅延の場合は罰則を適用するといふような規定をされておられるが、実情は農地調整法に妨げられて、手の下しやうもないといふことであります。たゞ農地調整法の除外を認められましても、離作料と申しますものを非常に高價に要求せられまして、結局賠償困難になつてゐるという例もあるのであります。

かようなことを考へますと、この際農地關係の炭鉱敷地は、昭和二十三年度分といたしまして二百五十六万坪に上つてゐるのであります。二十六年度までの四箇年計画分として、千三百五十六万坪に上つてゐるのであります。二十三年度上半期の敷地中にも、未決定のものが相當あるやうであります。政府においては、これが緊急対策といたしまして速やかに善処せらるるとともに、やむを得ない場合におきましては、農地調整法の一部を改正いたしまして、石炭炭礦關係官廳並びに關係團體代表者を含む炭礦用地收用審査委員会というやうな制度を設けまして、農耕地の活用をはからなければならぬと思ひるのであります。これらの点につきましても、商工大臣並びに農林大臣はいかなる考へをもつてゐるかといふことを、率直にお答へ願ひたいのであります。

以上大要述べました現状におきましては、臨時石炭炭礦管理法第一條に、「この法律は、産業の復興と經濟の安定に至るまでの緊急措置として、政府において石炭炭礦業を臨時に管理し、もつて政府、經營者及び從業者がその全力をあげて石炭の増産を達成することを目的とする。」とあつたのであります。これは第一國會當時非常な多くの論議がありまして、この國管法を實施いたしましたならば必ず石炭は減産する、臨時石炭炭礦管理法は、増産法にあらずして石炭減産管理法であると言われた通り、まことに私どもは、當時の審議の状況を顧みまして、うたた感慨無量の感があるのであります。

（拍手）所管各大臣のまじめな御答弁を要求いたしますとともに、答弁漏れ、あるいは納得のいかない点について

は、十分重ねて質問いたしたいと存じております。

（國務大臣青田均君登壇）

○國務大臣（青田均君） 神田君の第一のお尋ねは、炭鉱労働者の保健衛生に関する仕事を商工省が管掌するののか、厚生省が所轄しておるのかという点であります。この問題は、前内閣の當時、閣議の決定によりまして、便宜商工省において、もつぱらこれを取扱うことに決定いたしましたのであります。

神田君は、石炭増産の目標達成には、まだずいぶん開きがある、前途これはどうなるのかといふ、いろいろ數字をあげての御質問でありました。御承知の通りに、四月から五月にかけて出炭率がつたのは、主として北海道における賃金協定に関する争議の影響を受けたのであります。争議は五月中旬に円満に解決いたしました。六月初旬には、全國平均目標出炭率の九六％に達しております。六月中旬には、いまして、さらに成績が上昇いたしまして、地区によつては一〇〇％を突破した所が相當に増加いたしておる次第でございます。今後この情勢をもつて推移するならば、本年度三千六百万トンの出炭目標は完全に達成し得るものと考えてゐる次第であります。（拍手）

（國務大臣水谷長三郎君登壇）

○國務大臣（水谷長三郎君） 神田君の御質問にお答えいたします。

最初にお尋ねいたされました三菱田炭鉱におきましては、災害事件は、まことに遺憾なこととございまして、商工大臣といたしましては、非常な心を痛めておる次第でございます。商工省とい

たしましては、早速係官を派遣、調査いたしまして、たゞいま判明したところによりまして、事故の原因は、昭和二十三年六月十八日午前八時四十分、前炭坑坑深部で、坑口より約二千メートルの地点におきまして、掘進の発破作業中ガス爆発を起したためと推定せられておるのであります。同所におきましては、通氣用の扇風機がたまたま停止いたしましたので、保安係員が事情調査のため現場を離れた留守中に発破作業を行つたために、爆発事故が起つたのではないかと想像せられるのであります。死傷者その他の数字は、神田君の御指摘の通りでございます。事故発生直後、炭鉱はただちに救出作業に着手いたしまして、死体の收容及び負傷者の救助を翌日午前五時までに完了いたしました次第であります。同炭鉱は、日産六百トンの原料炭を産出する炭鉱でございまして、労働者三千人余りを有する槽屋炭田中の優秀炭鉱であります。今回の事故は終戦以來最大の災害でありまして、多数の犠牲者を出したことは、まことに遺憾に存する次第でございます。一昨二十三日合同葬儀が行われまして、これら石炭増産の第一線に敢闘し、遂に一身を捧げられました各位に對しましては、私も哀心より哀悼の誠を表したいと思ひます。今後とも、（拍手）今後さらに災害の原因につきましては十分探究いたしまして、かかる災害の再び起らないことを期し、万全の措置を講じたと思ひます。

第二点は、三千六百万トン生産の確保でございますが、仰せの通り四月並びに五月は、以前より期待されました

ところの炭價決定がずれて、それと表裏一体をなすところの労働不安のために生産が低迷したとして、約一割の減産を示したことは、まことに遺憾に存じますが、六月になりましてから生産は回復いたしまして、上旬は九六・二%、中旬は九六・五%となり、しかも、従来最も成績の悪かつた北海道が一躍一〇六・六%となりまして、將來に對し明るい希望をもつようになつた次第であります。おそらく現地からの報告によりますと、この月は、あるいは一〇〇%突破はできないかもしれませんが、七月、八月、九月には一〇〇%を相当上まわりまして、上期におきまして、四月、五月に失われた分量をばとりもどす目算を立てておるのであります。おそらく、適當の機会に國會が開けておりますならば、去年七月の石炭増産に對しまして國會が増産感謝の決議をされましたように、本年も必ず七月の石炭増産に對しては、國會に感謝の意を捧げてくださるものと確信して疑わぬものであります。(拍手)

さらに品位の向上につきましても、これは神田議員とまさに同意見でございます。今回の炭價改正に當りまして、カローリーの値段の差を次第に拡大いたしまして、選炭の強化に資するように措置したいと思つております。従つて、今後高カローリーの石炭を増産することが必要でありますので、北海道の石炭の増産に十分の力を注ぎたいと思つてゐる次第でございます。さらに選炭の問題に關しましては、これまた神田議員御指摘の通りでありまして、從つてわれ／＼といたしましては、七月一日からは、三千五百カローリーに達しないで、年二千トンに達しない銚山の選炭は、統制よりはずしたことは、御案内の通りでございます。従つて、統制に残りました選炭に對しましては、石炭に準じて超重點施策を行つていきたい、このように考へてゐる次第であります。

〔國務大臣岡田豊一君答へ〕
○國務大臣(岡田豊一君) 神田君にお答へ申し上げます。現下の經濟の現状に鑑みまして、石炭の輸送がきつて重要でありますことは御指摘の通りでございます。政府はこれがために、いろいろの重要物資の中におきまして、石炭を最優先に輸送しておるのでございます。御指摘のように、本年度当初におきましては輸送成績が計画通りに達しなかつたのでありますが、これは先に總理並びに商工大臣からお答へを申しましたように、四月は北海道の争議等によりまして出炭が低下いたしておつたのでありまして、輸送といひましたら、四月は鐵道が八五%、海運が同じく八五%でございました。五月になりまして、これが上昇いたしまして、鐵道は九〇%、海運におきましては約一二〇%に上つております。さらに六月にはいりましてから、ますます順調に上昇いたしておりますので、ただいまの見込みでは、海陸を合算いたしまして約九六・七%の輸送ができるのではないかと存じております。鐵道と海運との輸送の割合は、計画では海上輸送が約二割三分ぐらいであります。海上輸送の能力が漸次上つてまいりつゝありますので、今後さらに海上に轉移する方向に向つておるでありまして、年度内におきましては三千六百万トンの輸送を十分に完遂できる確信をもつておる次第であります。(拍手)

〔國務大臣永江一夫君答へ〕
○國務大臣(永江一夫君) 炭鉱住宅と農地の關係についてお尋ねがございましたが、政府におきましては、炭鉱住宅の重要性は十分にこれを認めておるのでありまして、そのために、その地方地方において紛争が起きました場合には、できるだけ今申しました炭鉱住宅の重要性に副うように斡旋をいたしておるのであります。その宅地がたまたま農地であります場合には、農地變更の手続は、知事をしてその線に副うように許可せしめるように指導しておるのであります。その地域に小作のあります場合には、小作の消滅につきますしては、当該地域の農地委員會をして扱つておるのであります。今申しましたように、でき得るだけ、炭鉱住宅の重要性に鑑みまして、これを實現する上方向に指導しておるのであります。

〔神田博君答へ〕
○神田博君 主管大臣の御答弁が十分でありますれば、重ねてお伺いする必要はなかつたのでありますが、ただいま御答弁をお伺いしますと、商工大臣の御答弁中、私が伺つた分についてお答えがない。石炭品位の向上と配炭の適正化をはかりましたために銘柄配炭をしないか、その点についてはお答えがなかつたやうであります。銘柄配炭をした方が石炭の品位の向上の裏づけになつていくのではないかと、しかもそれが増炭になるのではないかと、銘柄配炭をすべきものであると思ひながら、政府はこれをどういふふうにお答えになつておるか、この点の御答弁がなかつたやうであります。

それから、二百億に上るうとするところの赤字をどうなさるのか、これらの点についても一向御答弁がなかつた。新物價體系、いわゆる今回の物價體系をあらためて再検討する氣はないといふことでありましたが、それでありまして、過去の赤字をどうするといふことについての一つの答弁もないといふことは、あまりにも誠意がないのではないかと私は考へる。

計画が、すなわち石炭輸送計画を十分でないようにして行くのではないのか。石炭はただ輸送するために掘るのではないのでありまして、石炭を掘り、その石炭を輸送するということは、日本工業再建のために工業水準を高めようということでありまして、原料・製品が出まわつてくる、それらに對して十分なる、必要なるところの計画樹立がなされていなければならないことを聞いておるのであります。この対策をどうするかということについてお尋ねする。赤字融資は、大体石炭関係において二百十億出ておるのであります。これは今回の炭價改正によつて大体埋められ、なお若干の旧價返還のものを繰りこんでおりますので、さうに相なると考えております。なお、四月以後價格改訂までの融資、それから旧來のものをごりする。これは御指摘の通りまことに重大な問題でございます。ただいま炭價融資委員会並びに復興金融委員會等において検討いたしております。さう御了承をお願いいたします。

〔國務大臣水谷長三郎君答へ〕

○國務大臣水谷長三郎君答へ 重ねての神田議員の御質問にお答えいたします。銘柄配炭はあなたのおつしやつたように、生産者たる炭鉱と消費者たる工場との間に責任をもち合うことになつておりますが、今後こういふ方向に向はしめたいという考えはもつております。しかし、まだ物が十分豊富にない今日におきましては、その実施は非常にむづかしいのでございまして、方向はさういふ方向にもつていきますが、実施方法につきましては目下研究しておる次第でございます。

〔國務大臣岡田英一君答へ〕

○國務大臣岡田英一君答へ 輸送がただいまの工業水準を高めるのに重要であるということとは、神田君にお聞きしませんでも、私も認識しておるところであります。そのためにする石炭を含めました全部の物資の輸送計画は、しなば私が本議場におきまして御説明申し上げました通り、鉄道は一億三千万トンでございます。海上輸送は、汽船が内國船で千二百九万五千トンの計画になっております。外航が二百七十万トンになっております。また機帆船が同じく三千二百四十万トンの計画

になつておりまして、これらの計画輸送は、これまで年度内に完遂でき得る見通しで努力をいたしております。

〔神田博君答へ〕

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○神田博君 ただいま商工大臣の答弁を拜聴いたしました。私が問うておることに一向お答えにならぬので、去年の委員会の話がこうだということ、お茶を濁されておるようであります。私のお尋ねしたのは、前の分をよくお聴きになつておればおわかりになるはずだ。お聴きになつておらないで、官僚のつくつた答弁書を読んでおるから、わからぬのである。現に四月、五月の両月の出炭が計画目標より減産したという事は、北海道におけるこの賃金協定が遅れたからという御答弁だつた。しからば、賃金協定は何のために遅れたかという、それは炭價の決定が遅れたからだ。炭價の決定が遅らして、鉱山の方で賃金協定ができなかつた。できないから、そこで労働者の生産意欲も低下し、経営者も元氣がなくなつて減産になつた。自分の責任であるということをお忘れになつて、炭價の決定については、去年は自由党があれほど言つたが、今年は言わぬじやないか。——自分の痛いところを人の前に隠しているようなやつこんなだ。

炭價の決定のごときは、十分これは急いで、かつ公正にやらなければならぬ問題なんだ。しからば、昨年以來いゝゆる新物價体系をおつくりになつて、一つの物價を改めると他の物價も改めなければならぬ。そこで予算にも響き、いろ／＼響くという事で、炭價の決定をなされた。その炭價の決定が遅れたために、いゝゆる賃金協定ができなくて減産になつた。そこで、今度は炭價の見直しがついたので、賃金協定ができたとわけた。そのために六月はちよつと出初めから、三千六百万トンは大丈夫だと言ふ。これはとてもない間違ひです。でたためを言つては困る。私はまじめにお聴きしておつた。商工大臣ともあらうものが、かかるふまじめな御答弁をなさるとは驚き入つた人物である。十分誠意ある御答弁をお願いいたします。

また運輸大臣にいたしまして、工業水準を高めるためには輸送を十分にしなければならぬことは、神田君から聴かなくてもわかつてゐる。——私はそんなことは申し上げません。一体よけいなことをおしやべりになつておられて、問うたことにお答えになつておらぬ。よく質問者の質問の趣旨をお聴取り願つて、何も長く御答弁なすつていただく必要はない、簡にして要を得た御答弁をなされば結構なんだ。今の何か含むところあつてのお話だと思ふ。はなはだ不謹慎な御答弁だ。こゝういふことは、ひとつ慎しんでいただきたいと思ふ。三千六百万トンの石炭を確保するという事は、工業水準を高めることであつて、今のような鉄道の輸送計画では、われ／＼は大きな不安をもつてゐる。不安にあらずといふことを説いていただければよろしいのであります。お述べになつたことによつては、一向その不安が解消されておられません。いゝゆるあなたの方の内閣は、

ペーパー・プランだけお述べになつておつて、実施計画においては、いつも結果は赤字であります。もう少し御勉強なさつていただいて、まじめにお答え願ひたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣水谷長三郎君答へ〕

○國務大臣(水谷長三郎君) 私の答弁がふまじめか、神田君の御質問がふまじめか、これは公平なる第三者にお任せいたします。

ただ申し上げておきますが、自由党内閣のときには石炭は二千二百萬トンしか出なかつたということだけをお答えいたしておきます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 運輸大臣の答弁はないやうであります。

第一 内閣法の一部を改正する法律案、物價院法案及び總理府設置法案撤回の件

○議長(松岡駒吉君) お諮りいたします。内閣法の一部を改正する法律案、物價院法案及び總理府設置法案、右三案は、去る二十二日内閣から撤回したことの申出がありました。これを承諾するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつてこの撤回を承諾するに決しました。

第二 行政事件訴訟特例法案(内閣提出、參議院回付)

○議長(松岡駒吉君) 日程第二、行政事件訴訟特例法案の參議院回付案を議題といたします。

行政事件訴訟特例法案

び廳とし、その設置及び廢止は、別に法律の定めるところによる。

3 前項の行政機關の外、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、臨時に、内閣總理大臣をもつて長に充てる本部を置くことができる。

4 本部については、法律に別段の定めがある場合を除く外、この法律中、府及び省に関する規定を準用する。

5 委員会、院及び廳は、總理府、法務府又は各省の外局として置かれるものとする。

6 第二項及び第三項の行政機關として置かれるものは、別表にこれを掲げる。

第四條 前條の行政機關の所掌事務の範圍及び權限は、別に法律でこれを定める。

(行政機關の長)
第五條 總理府、法務府及び各省の長は、それぞれ内閣總理大臣、法務總裁及び各省大臣(以下各大臣と總稱する。)とし、内閣法にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

2 その他法務總裁は、位に最もふさわしい者の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。その者は、國務大臣でなければならぬ。

3 各省大臣は、國務大臣の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。但し、内閣總理大臣が、自らこれに當ることを妨げない。

第六條 委員会の長は、委員長とし、本部及び院の長は、總裁とし、廳の長は、長官とする。

(内部部局及び機關)
第七條 府、省、院及び廳には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置くことを例とする。

官房
部
局
課
係

2 特に必要があるときは、教局の上に總局を置き、教係の上に班を置くことができる。總局には、總務室を置くことができる。

3 前二項の内部部局のうち、官房、總局、局、部(官房又は局中の部を除く。)及び總務室の設置及び所掌事務の範圍は、政令でこれを定め、官房及び局中の部、課、班及び係の設置及び所掌事務の範圍は、その政令の範圍内で、各大臣又は各外局の長が、これを定める。(但し、いづれの場合においても、予算上の措置がこれに伴つていなければならない。)

4 委員会に事務局を置く。前三項の規定は、事務局の内部組織に、これを準用する。

第八條 第三條の各行政機關には、前條の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範圍内で、特に必要がある場合においては、政令の定めるところにより、審議會又は協議會(諮問的又は調査的なもの等第三條に規定する委員会以外のものを云う。)及び試験所、研究所、文庫施設、医療施設その他の機關を置くことができる。但し、予算上

の措置がこれに伴つていなければならない。

2 前項に規定する機關が地方に置かれる場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百十六條の規定の適用があるものとする。

第九條 第三條の各行政機關には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局(前條第一項の規定に該当する機關を除く。)を置くことができる。

(行政機關の長の權限)
第十條 各大臣、各委員会の委員長、各院の總裁及び各廳の長官は、その機關の事務を統括し、職員の仕事について、これを監督する。

第十一條 各大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廢止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣總理大臣に提出して、閣議を求めなければならない。

第十二條 各大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、それぞれその機關の命令(總理府令、法務府令又は省令)を発することができ

る。

2 各外局の長は、その機關の所掌事務について、それぞれ主任の各大臣に対し、案をそなえて、前項の命令を発することを求めることができる。

8 前二項の命令には、法律の委任

がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは國民の權利を制限する規定を設けることができる。

第十三條 各外局の長は、別に法律で定めるところにより、政令及び前條第一項に規定する命令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができ

る。

2 前條第三項の規定は、前項の命令に、これを準用する。

第十四條 各大臣及び各外局の長は、その機關の所掌事務について、公告を必要とする場合においては、告示を発することができ

る。

2 各大臣及び各外局の長は、その機關の所掌事務について、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)及びこれに基く規則の規定に従い、命令又は示達により、その活動を規整するため、所管の諸機關及び職員に対し、指令、訓令又は通達を発することができ

る。

第十五條 各大臣は、主任の事務について、地方自治法第五十條の規定により、地方公共團體の長のなす國の行政事務に關し、その長を指揮監督することができ

る。

若しくは執行が法令の規定若しくは主任の各大臣の処分違反するものがあるとき、又はその國の事務の管理若しくは執行を怠るものがあるとき、又は主任の各大臣は、地方自治法第四十六條の規定により、その行すべき事項を命令し、裁判所の裁判を請求し、確認の裁判に基いて、

当該都道府縣知事に代つて当該事項を行い、又は同條の規定により、内閣總理大臣は、これを罷免することができる。

第十六條 府令、省令並びに前條の規定による指揮監督の權限に基いて、各大臣が地方公共團體の長に對してなす命令、示達その他の行為について、地方自治の本旨に反するものがあると認めるときは、当該地方公共團體の長は、その旨を内閣總理大臣に申し出ることができ

る。この場合において、その申出を理由があると認めるときは、内閣總理大臣は、關係各大臣に對し、必要な指示をなし、その他適當な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による申出は、關係各大臣の命令、示達その他の行為の効力に影響を及ぼすものではない。

(行政機關の職)
第十七條 各省に次官一人を置く。次官は、特別職とする。

2 次官は、大臣の命を受け、政策及び企画に參画し、大臣不在の場合その職務を代行する。

第十八條 各省に總務長官一人を置く。

2 總務長官は、上官を助け、省務(第三條の外局の所掌事務を除く。)を整理し、各内部部局及び機關の事務を監督する。

第十九條 總理府に祕書官二人、法務府及び各省に祕書官各一人を置く。

2 祕書官は、それぞれ各大臣の命

を受け、機密に関する事務を掌り、又は臨時命を受け各部局の事務を助ける。

第二十條 各行政機関に置かるべき職の種類及び定員は、政令でこれを定め、且つ、予算上の措置がこれに伴つていなければならない。

第二十一條 第三條の各行政機関には、第七條の内部部に應じ、それぞれ長のとして、左の職を置くことを例とする。

総局長

局長

部長

課長

班長

係長

2 前項の職に係る所掌事務の範囲及び権限は、國家公務員法の規定に従つて、これを区分しなければならない。

(公團)

第二十二條 公團は、國家行政組織の一部をなすものとし、その設置及び廢止は、別に法律でこれを定める。

2 公團として置かれるものは、別表にこれを掲げる。

附則

第二十三條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、第二十六條の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二十四條 第二十條の規定は、國家公務員法の定める職階制が確立実施される日から、これを適用するものとす。その日までは、行政機関に置かるべき職員の種類及び所掌事項は、法律又は政令に別段

の規定があるものを除く外、從來の職員に関する通則によるものとし、その定員は、政令でこれを定めることができる。

2 前項に規定する日までは、次官及び総務長官は、一般の官吏、秘書官は、二級の官吏とし、院の總裁及び廳の長官は、法律に別段の規定があるものを除く外、一般の官吏とする。

第三十五條 この法律の施行に關し必要な細目は、他に別段の定めがある場合を除く外、政令でこれを定める。

第二十六條 第三條第六項及び第二十二條第二項に規定する別表は、第三條及び第二十二條の規定に基く法律がすべて制定された後に、整備の上附加されるものとする。但し、それは、昭和二十三年七月一日以後であつてはならない。

國家行政組織法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔松原一彦君登壇〕

○松原一彦君 國家行政組織法案に關する委員會の報告を申し上げます。

〔發言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) あまり騒々しくてわかりません。靜肅に願います。

○松原一彦君(續) 國家行政組織法案に關する決算委員會の審議の経過と結果につき、これより報告いたします。

この法案は、さきに新憲法の制定に伴ひ暫定的に設けられし現行行政官廳法の失効に伴ひ、一つは國家行政事務の能率的遂行をはかり、二つにはあらゆる行政機關の設置に對する基準

を定むる目的をもつて立案せられたものであつて、今後一切の行政組織はこの法案に準拠して運営されねばならぬ、まことに重大なる立法であります。委員會は、案の重大性に鑑みまして、特に日本現下の困難なる情勢から深く省察いたしました結果、第一、極力機構の簡素化をはかり、嚴に官僚的機構の膨大化を阻止すること、第二、縦と横とに通ずる行政組織の系統を明らかにし、行政運営の円滑を期すること、第三、努めて事務能率をあげて冗員を淘汰し、行政整理の実行に資し得るよういたしましたこと、この三点を大體の審査眼目といたしまして審議を進めました結果、以下申し述べるごとき修正を加えざるを得なかつたのであります。

すなわち第一、總則第二條に「國の行政機關は内閣の統轄の下に行政機關相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するようにしなければならない。」という一項を加へ、これは横の連絡を明示したのであります。

第二には、第三條によつて國の中央行政機關が府、省、委員會、院、廳の五本建になつていたものを、院と廳との間は、これをわかつたばならぬ明確なる理由が認められなかつたために、院を削り、外局はすべて廳一本と定めしました。

第三、第七條に、内部機構として官房、局、部、課、係を置き、必要ある場合には教局の上に總局を置き、教係の上に班を置く、すなわち官房、總局、局、部、課、班、係の七階段もでき得るやうになつていたのであります。これを二種に分類いたしましたして、原則

としましては、府と省とは官房のほかに局と課のみを置き、外局である各廳には一切局を設けず、官房のほかに部と課とを置くことができるとして、極力機構上の簡素化を斷行いたしましたのであります。これがために、膨大なる機構をもつ現業廳に若干支障が起るかと思ひますが、委員會は現業廳は別途に考慮すべき意見をもつておることを申添えておきます。

第四、委員會が特に考慮を拂ひましたことは、これらの部局の設置や所掌事項の範囲、各職の定員等が政令によつて定められるとありましたが、これと改めたとく法律をもつて定めることに改めたこととあります。また政令によつて設け得る特に必要な機關は第八條中に列挙し、この以外のその他の機關は、すべて國會の承認を経なければ設けることができぬよう修正いたしました。

以上は、官僚的制衡主義から發生する、いわゆる官僚の阿房宮といわれる膨大なる機構の拡大化を防止し、過去の宿弊を國會の意思によつて斷固一掃せんとする意圖に出たものであることを御承知願ひたいのであります。

第五には、それらの行政機關の長には、大臣、次官、總裁、長官、總務長官、總局長、局長、部長、課長、班長、係長等のごとき十一種の階段とも見られる名稱の羅列がございましたが、委員會はその煩を避けまして、このうち總局長、班長、係長の名稱は削除いたしました。従つて、法務府と省に準ずる本部の長を總裁と稱するほか、各省は大臣、外局の長は一樣に長官の名稱をもつて統一することになつたので

ございます。なお各省には、特別職として次官一人を置きます。これは大臣不在のときは大臣の職務を代行することのできるものであります。從來の事務次官は、今後は總務長官としてもつぱら事務的責任を負ふことになつたのでございませう。

第六、以上のほか、地方自治法第五十條の規定による地方公共團體の長に對する処分の結果は、必ずその理由を公示して府縣民に周知せしめねばならないこと。中央官廳から地方公共團體の長に對して行ふところの命令示達等が、地方自治の本旨に反するものがあることを認めましたときは、当該地方團體の長は、その旨を内閣總理大臣に申し出るべきことである。理由があることを認めれば、内閣總理大臣は適當な措置をせねばならぬが、なしと認めた場合の措置は規定しなかつたのであります。しかしながら委員會は、理由なしと認めました場合におきましても、なしと認める理由を明示して地方公共團體の長に通告せねばならぬと規定し、地方に對する中央官廳の責任を明らかにしたのであります。なお、このほかにも若干の修正がありますが、詳細は速記録によつて御承知を願ひます。

委員會は、大體以上の通り本法案に對して修正を加へたのであります。この際、大體二つの点をあげまして政府に警告いたしましたのであります。

第一は、この法案を実施することによりまして機構の整備を斷行することを望みます。拍手(内部機構はもちろん、特に出先機關の大々的整理を斷行することを要求いたします。拍手)民主的

政治機構に切りかえねばならない新日本は、今やまさしく官僚機構によつて圧倒せられようとしておるのであります。特にこれは、出先機関の濫設によつて最もはなだしいものがある。これがために能率を阻害し、むだな経費を費し、國民の怨府となつておるものも決して少しといひません。現に、全國をあげての地方出先機関の廃止陳情は、実にお互いの机上に山をなしておるのであります。(拍手)かくのごとき、民意に背き、行政能率を阻害する出先機関のごときは、一日も早く整理廃止せられたい。また予算にもよらぬ委員会、協議会等、ややもすれば官紀を乱り、情実の府となるがごときのも、またこの際徹底的に一掃せられんことを痛切に要するものであります。

第二は、人事に關してであります。今回職員定員はすべて法律によることにしたのであります。この際、劣悪なるもの、無用の冗員等を淘汰して整理を断行し、一面においては官紀の振奮をはかるとともに、進んで公務員の教養訓練を高められたい。官吏は行政上の技術者であります。技術者たるものの要件は、高き能率をもち、実績をあげて、仕事の上に責任を負ふものでなくてはなりません。ただいまの官吏は、はたしてこの三つの條件を備えておるでありましかうか。事務上の能率がいかに低下したかというこの事實は、昭和七年、在外官吏のすべてを合せて、判任官以上が十三万二千二百四十人あつた定員が、國土はおよそ半減し、國費の特に窮乏した今日、昨年度の予算定員は実に五十一万四千八百七十八人、まさに四倍近くに増加した事實によつて知られるのであります。特別会計を合わせますれば、政府の予算上の定員は百六十二万一千六百六十一人という、驚くべき膨大なものとなつております。國民は、はたしてこの人々の執務態度に満足し、今日の官廳に信頼を拂つてゐるでありましかうか、この際特に、深甚なる反省を人事の上に拂われたい。今回この法案によつて、公團もまた行政組織の一環となつたのであります。が、全國に群がり起る汚職・瀆職等の事實から見ても、われわれは心を塞うところのあることを率直に申し上げて、特に政府の嚴戒を望むものであります。

以上、審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。木村榮君。
○木村榮君(千葉) きわめて簡単に、三分間ほど申し上げます。
大體の点は、ただいま委員長から御説明を承つた通りでございますが、今度の行政組織法の目的といたつたふうなものは大體委員長が報告されたから、その点は私もよく承知しております。大體この修正案は、私も委員会に参画いたしましたので、その改められた点は率直に認めます。
ところが、そのうちで特に私の申し上げたい点は、次官が特別職となつて、第十七條の第二項には、「次官は、大臣の命を受け、政策及び企画に参画し、大臣不在の場合その職務を代行する。」となつております。ところがこの問題は、内閣法第十八條の「主任の國務大臣に事故のあるとき、又は主任の國務大臣が欠けたときは、内閣總理大臣又はその指定する國務大臣が、臨時に、その主任の國務大臣の職務を行う。」となつております点とは、非常に矛盾した点がたくさんございます。
その他地方自治の精神の問題であり、特に第十五條、第十六條におきまして、さつき委員長は修正点は申し述べられましたが、十六條第二項の点、これは法案をこらんにすればわかれますが、「前項の規定による申出は、關係各國務大臣の命令、示達その他の行為の効力に影響を及ぼすものではない。」というこの一点は、各党代表の委員全員の意見が一致いたしましたので、削除することに決定したわけであり、ところが、政府の方から強硬に反対がございまして、とうとう委員会といたしましたのは、この不合理な規定を承認しなければならなかつたという点、われわれ、きわめて遺憾に思う次第でございます。委員会における各党の意見が全部一致いたしましたので削除しようといふことにきまつたものを、他の方面から強力なる反対をやつて、とうとうこれを復活させたといふことは、きわめて委員会を無視した、非民主的なやり方である。これで私は、最後まで反対いたしました。遂にそれをのまなければならなかつたというところは、今後の委員会運営上においても相当考へさせられることであつて、この点はきわめて遺憾であつたといふことを率直に申し上げます。

その他第十條、第十三條、第十七條等におきまして、きわめて民主的な仮装はいたしておりますが、根本的にはなお官僚、特に高級官僚の独裁力を強化いたしましたので、下級官僚を一部の特權官僚がほとんど思うままに使うという点は、以前と少しも變つていなく、改まつておりません。こういう点は、この組織法が制定された精神にも反すると思ひますので、機会があれば至急にこれを改めなければならぬものだと考えております。
その他いろいろございしますが、予定を変更いたしましたので、簡単に反対の討論を終ります。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) これに討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)
第五 国会法の一部を改正する法律案 (衆議院運営委員長提出)
○議長(松岡駒吉君) 日程第五は委員長提出の法律案でありますから、委員会の審査を省略することに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。
日程第五、国会法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭に許します。議院運営委員長淺沼稻次郎君。

政治機構に切りかえねばならない新日本は、今やまさしく官僚機構によつて圧倒せられようとしておるのであります。特にこれは、出先機関の濫設によつて最もはなだしいものがある。これがために能率を阻害し、むだな経費を費し、國民の怨府となつておるものも決して少しといひません。現に、全國をあげての地方出先機関の廃止陳情は、実にお互いの机上に山をなしておるのであります。(拍手)かくのごとき、民意に背き、行政能率を阻害する出先機関のごときは、一日も早く整理廃止せられたい。また予算にもよらぬ委員会、協議会等、ややもすれば官紀を乱り、情実の府となるがごときのも、またこの際徹底的に一掃せられんことを痛切に要するものであります。

第二は、人事に關してであります。今回職員定員はすべて法律によることにしたのであります。この際、劣悪なるもの、無用の冗員等を淘汰して整理を断行し、一面においては官紀の振奮をはかるとともに、進んで公務員の教養訓練を高められたい。官吏は行政上の技術者であります。技術者たるものの要件は、高き能率をもち、実績をあげて、仕事の上に責任を負ふものでなくてはなりません。ただいまの官吏は、はたしてこの三つの條件を備えておるでありましかうか。事務上の能率がいかに低下したかというこの事實は、昭和七年、在外官吏のすべてを合せて、判任官以上が十三万二千二百四十人あつた定員が、國土はおよそ半減し、國費の特に窮乏した今日、昨年度の予算定員は実に五十一万四千八百七十八人、まさに四倍近くに増加した事實によつて知られるのであります。特別会計を合わせますれば、政府の予算上の定員は百六十二万一千六百六十一人という、驚くべき膨大なものとなつております。國民は、はたしてこの人々の執務態度に満足し、今日の官廳に信頼を拂つてゐるでありましかうか、この際特に、深甚なる反省を人事の上に拂われたい。今回この法案によつて、公團もまた行政組織の一環となつたのであります。が、全國に群がり起る汚職・瀆職等の事實から見ても、われわれは心を塞うところのあることを率直に申し上げて、特に政府の嚴戒を望むものであります。

以上、審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。木村榮君。
○木村榮君(千葉) きわめて簡単に、三分間ほど申し上げます。
大體の点は、ただいま委員長から御説明を承つた通りでございますが、今度の行政組織法の目的といたつたふうなものは大體委員長が報告されたから、その点は私もよく承知しております。大體この修正案は、私も委員会に参画いたしましたので、その改められた点は率直に認めます。
ところが、そのうちで特に私の申し上げたい点は、次官が特別職となつて、第十七條の第二項には、「次官は、大臣の命を受け、政策及び企画に参画し、大臣不在の場合その職務を代行する。」となつております。ところがこの問題は、内閣法第十八條の「主任の國務大臣に事故のあるとき、又は主任の國務大臣が欠けたときは、内閣總理大臣又はその指定する國務大臣が、臨時に、その主任の國務大臣の職務を行う。」となつております点とは、非常に矛盾した点がたくさんございます。
その他地方自治の精神の問題であり、特に第十五條、第十六條におきまして、さつき委員長は修正点は申し述べられましたが、十六條第二項の点、これは法案をこらんにすればわかれますが、「前項の規定による申出は、關係各國務大臣の命令、示達その他の行為の効力に影響を及ぼすものではない。」というこの一点は、各党代表の委員全員の意見が一致いたしましたので、削除することに決定したわけであり、ところが、政府の方から強硬に反対がございまして、とうとう委員会といたしましたのは、この不合理な規定を承認しなければならなかつたという点、われわれ、きわめて遺憾に思う次第でございます。委員会における各党の意見が全部一致いたしましたので削除しようといふことにきまつたものを、他の方面から強力なる反対をやつて、とうとうこれを復活させたといふことは、きわめて委員会を無視した、非民主的なやり方である。これで私は、最後まで反対いたしました。遂にそれをのまなければならなかつたというところは、今後の委員会運営上においても相当考へさせられることであつて、この点はきわめて遺憾であつたといふことを率直に申し上げます。

その他第十條、第十三條、第十七條等におきまして、きわめて民主的な仮装はいたしておりますが、根本的にはなお官僚、特に高級官僚の独裁力を強化いたしましたので、下級官僚を一部の特權官僚がほとんど思うままに使うという点は、以前と少しも變つていなく、改まつておりません。こういう点は、この組織法が制定された精神にも反すると思ひますので、機会があれば至急にこれを改めなければならぬものだと考えております。
その他いろいろございしますが、予定を変更いたしましたので、簡単に反対の討論を終ります。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) これに討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)
第五 国会法の一部を改正する法律案 (衆議院運営委員長提出)
○議長(松岡駒吉君) 日程第五は委員長提出の法律案でありますから、委員会の審査を省略することに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。
日程第五、国会法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭に許します。議院運営委員長淺沼稻次郎君。

国会法の一部を改正する法律案 国会法の一部を改正する法律 国会法の一部を次のように改正する。

第十五條第二項を次のように改める。

各議院は、十日以内においてその院の休会を議決することができる。

第二十七條第二項を次のように改める。

参事その他の職員は、事務総長が、議長との同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任命する。

第三十條の二 各議院において特に必要があるときは、その院の議決をもつて、常任委員長を解任することができる。

第三十四條の二 各議院の議員の逮捕につきその院の許諾を求めるには、内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を発する前に内閣へ提出した要求書の写を添えて、これを求めなければならない。

第三十九條 議員は、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官、各省次官及び別に法律で定められた場合を除いては、その任期中國又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。但し、國會の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参與その他これに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

第四十一條第二項を次のように改める。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、同時に二箇を超える常任委員となることができない。二箇の常任委員となる場合には、その一箇は、予算委員、決算

委員、議院運営委員、懲罰委員又は図書館運営委員に限る。

第四十二條 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案、決議案を含む、請願、陳情書等を審査する。

一 行政調査及び人事委員会

二 地方行政委員会

三 経済安定委員会

四 法務委員会

五 外務委員会

六 大蔵委員会

七 文部委員会

八 厚生委員会

九 商工委員会

十 農林委員会

十一 水産委員会

十二 運輸委員会

十三 通信委員会

十四 労働委員会

十五 建設委員会

十六 予算委員会

十七 決算委員会

十八 議院運営委員会

十九 懲罰委員会

二十 図書館運営委員会

委員という、調査員及び調査主事を常置する。但し、議院において必要と認められたものについては、この限りでない。

専門員は、相当額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門員は、その職を辞した後一年間は、内閣行政各部におけるいかなる職務にも就くことができない。

第四十六條に次の一項を加える。

前項により委員が選任された後、各派の所属議員数に異動があつたため、委員の各派別当数を変更する必要があるときは、議長は、第四十一條第一項の規定にかかわらず議院運営委員会の議を経て委員を変更することが出来る。

第五十五條に次の一項を加える。

議長は、特に緊急の必要があると認めるときは、會議の日時だけを議員に通知して會議を開くことができる。

第五十五條の二 議長は、議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員会が選任する小委員と協議することが出来る。但し、議長は、小委員の意見が一致しないときは、これに拘束されない。

第五十六條の二 各議院に発議又は提案された議案につき、議院運営委員会が特にその必要を認めた場合は、議院の會議において、その議案の趣旨の説明を聴取することが出来る。

第五十六條の三 各議院は、委員会

の審査中の事件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

前項の中間報告があつた事件について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を附け又は議院の會議において審議することが出来る。

委員会の審査に期限を附けた場合、その期間内に審査を終らなかつたときは、議院の會議においてこれを審議するものとする。但し、議院は、委員会の要求により、審査期間を延長することが出来る。

第五十八條 内閣は、一の議院に議案を提出したときには、予備審査のため、提出の日から五日以内に他の議院に同一の案を送付しなければならない。

第六十一條第一項を次のように改める。

各議院の議長は、質疑、討論その他の發言につき、予め議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することが出来る。

議長は、定められた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、議院に諮らなければならない。

第六十八條 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七條第二項の場合、この限りでない。

第七十二條 委員会は、議長を經由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

最高裁判所長官又はその指名する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することが出来る。

第七十八條第一項を次のように改める。

各議院は、國政に關し議員に自由討議の機会を與えるため、少くとも、三週間に一回その會議を開くことを要する。

第九十九條 兩院法規委員会は、左の各号の事項を処理する。

一 國政に關し問題となるべき事案を指摘して、兩議院に勧告する。

二 新立法の提案又は現行の法律及び政令に關して、兩議院に勧告する。

三 國會關係法規を調査研究して、その改正につき兩議院に勧告する。

兩院法規委員会は、毎会期終了前に、前項に掲げた事項についての報告書を、兩議院の議長に提出しなければならない。

第一百條第一項を次のように改める。

兩院法規委員会は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された八人の委員でこれを組織し、その会長には、各議院の委員において夫々互選された委員長が、毎会期代してこれに当る。その初会の会長は、くじでこれを定める。

第一百三條 各議院は、議案その他の審査若しくは國政に關する調査のために又は議院において必要と

認めた場合に、議員を派遣することができ。

第百五條 削除

「第十七章 国会図書館及び議員会館」を第十七章 国立国会図書館、法制局及び議員会館に改める。

第百三十條 議員の調査研究に資するため、別に定める法律により、国会に国立国会図書館を置く。

第百三十一條 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制局を置く。

各法制局に、法制局長一人、理事その他必要の職員を置く。

法制局長は、議長が議院の承認を得てこれを任免する。但し、閉会中は、議長においてその辞任を許可することができる。

法制局長は、議長の監督の下に、法制局の事務を統理する。

法制局の理事その他の職員は、法制局長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

法制局の理事は、法制局長の命を受け事務を掌理する。

法制局の事務の処理に關し必要な規程を定めるには、議院運営委員会の承認を得なければならない。

第百三十二條 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の秘書を付する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第四十一條第二

項及び第四十二條の改正規定は、第三回國會の召集の日から、これを施行する。

2 政務次官の臨時設置に關する法律昭和二十三年法律第二十六号の一部を次のように改正する。

第三條 削除

第八條 この法律第一條及び第二條の規定は、國家行政組織法施行の時に、その効力を失う。

3 第三十九條の改正規定中「各省次官」とあるのは、國家行政組織法が施行されるまでは、「政務次官」と読み替へるものとする。

〔淺沼稻次郎君登壇〕

○淺沼稻次郎君 たいだいま議題となりました國會法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

過去一箇年にわたります國會の運営の實際より見て、この際國會法の一部を改正し、審議能率の向上をはかる必要があると考えまして、本年二月以來議院運営委員会において慎重に審議をいたしました結果、ここにこの成案を得たのであります。

その概略を申し上げますと、まず第一に、常任委員会について、從來事項別であつたものを各省別にこれを設けることとしたしました。但し、内閣関係は所管事項が非常に多いので、四つの委員会にわかれ、その他は原則として各省別の委員会を設けるとし、予算、決算、議院運営、懲罰及び圖書館運営の各委員会は從來通りいたしました。その結果、從來二十一あつた委員会は二十となつたわけでありました。なお、これに附随いたしまして、從

來は同時に三箇の常任委員を兼ねることができるとなつていたのを改めて、二箇を超えることはできなくなりました。しかして、その二箇目の常任委員は、予算、決算、議院運営、懲罰及び圖書館運営委員に限ることとしたしました。これは委員会の運営の實際に鑑みまして、業務の委員の多いことは結局委員の出席を悪くしている一つの理由と見たからであります。

この常任委員会の制度の変更に關し、まする改正規定は、ただいまただちに施行いたしますことは、國會の開会中のことでもあり、議案審議の点から見ると事實上不可能でありますから、次の第三回國會からこれを實施いたすことにしてあります。

なお委員につきまして、委員選任後、各派の所属議員数に異動があつたために、委員の制当数を変更する必要があるときは、議長は議院運営委員会の議を経て委員を変更することができるといたしました。また從來の法律解釈によれば當然とは思われますが、議院において特に必要がある場合には、院議をもつて常任委員長職を解き得ることを明記いたしました。

第二点といたしましては、いわゆる議會制度の廢止によりまして、本會議における議案の趣旨弁明がなくなり、少くなるような傾向がありますので、第一回國會におきましては、特に必要のある場合におきましては、院議によつて本會議においてその趣旨の説明を聽いたのでありますが、これを成文化いたしましたので、新たにそのことを規定いたしました。

これに關連いたしまして、委員会における審査の中間報告の規定は、從來規則の中にありましたが、これは相當重要事項でもありますが、國會法に特に規定を設けることとしたし、しかして、その中間報告を求めた事件につきましては、議院は委員会の審査に期限をつけ、またそのいとももないと思へば、本會議においてただちにこれを審議する途をひきました。

なおまた、議長が議員の発言については時間を制限し得ることは御承知の通りであります。從來は、これに對して異議の申立の方法がなかつたのであります。今度では出席議員の五分の一以上から異議の申立をなし得る規定を設けました。

第三点といたしましては、会期不継続の原則に對する例外的規定を設けたことでもあります。すなわち、閉会中特に議院から命ぜられて委員会が審査を継続した案件については次の会期に継続することを成文化いたしました。

第四点といたしましては、御承知のように最高裁判所が行政部と離れて存在することとなりましたので、その予算等の審議におきまして、最高裁判所が進んでその説明をしたいと申し出た際には、これを許す方途を講じました。

第五点といたしましては、議員の議案審議の機關の拡充をはかる方法を講じました。

まず法制局の拡充の問題であります。昨年以來、この点については議員各位の熱心な主張もあつたことでありますので、從來の法制部を法制局といたし、しかしてその局長は、議長の直

接の監督を受け、議員の法制に關する立案の協議に與からしめることとしたしました。法制局の詳細につきましては、別途法制局法を制定して、それによつてその機構を定めたいと思つておりますが、いづれにしても、これがために一段と諸君の御期待に副ひ得るようになつたつもりであります。

次に、各常任委員会に配置せられております専門調査員の問題であります。今度の改正では、専門調査員を専門員とすることとして名前の変更をいたしました。しかし、新たに専門員のもとに調査員を設け、もつて委員会における調査担当者不足を補ふこととしたしました。

以上五点は、主として審議能率の向上をはかるための改正であります。このほか、とりわけ申し上げたいことは、会期中における議員の逮捕に關する手續を規定したことでもあります。この点については、從來何らの規定もなく、先般その要請手續につき疑問も起り、かつその事柄が、万一にも政治的に取扱われるようなことがあつてはなりませんから、疑義の起らないようにいたしました。新たに、議員の逮捕についてその許諾を求めるには、内閣は、所請裁判所または裁判官が令狀を出す前に内閣へ提出した要求書の寫しを添附して許諾を求めることとしたしました。

次に、各派交渉會に關しましては、御承知のように、從來何ら法律の上に根拠なく、先例によつて生れてきた制度でありまして、その使命たるや非常に重いものがあつたのであります。が、議院運営に關することが主たるもので

ありますから、この際新たに、議院運営委員会が選任する小委員と、議長が議事の順序その他必要と認める事項について協議することが出来る旨の規定を、第五十五條の二として設けました。この小委員との協議会は、従来の各派交渉会に代るものでありますから、これによりまして今後は、従来の各派交渉会は当然に廃止されることとなります。

その他、各議院は七日以内においてその院の休会を議決することが出来ることになつておりましたのを、十日までこれを延長いたし、また自由討議は二週間に一度開くことになつておりましたのを、三週間に一度開くこととしたしました。

また両院法規委員会に権限をつきまして、従来の規定では明確を欠くおそれがありますので、これをはつきりと規定し、しかしその法規委員会において互選した委員は、従来の委員を改めて、各議院の委員において、それぞれ一名ずつの委員長を互選し、その委員長が毎回交替して会長の職に當ることとしたしました。

最後に、第三十九條の議員の兼職禁止規定については、國家公務員法の施行に伴う字句の修正をいたしますとともに、國家行政組織法の制定に伴い、新たに次官が特別職として設けられましたので、この次官、いわゆる副大臣には、國會議員の兼務を認めることとしました。なお、國家行政組織法は來年一月一日から施行される予定でありますから、それまではこの特別職たる次官が設けられない点と、その間に國會が開かれないうちとを限りませんから、

経過措置として、現在の政務次官の制度を國家行政組織法の施行されるときまで存続せしめることとし、附則にその旨の規定を設けました。

以上をもちまして大体の御説明を終ります。

この改正案につきましては、議院運営委員会を開くこと二十八回に及び、その間參議院との合同打合せも二回開きまして、慎重に審議を重ね、ようやく衆議院各派一致の成案を得た次第であります。何とぞ諸君の御賛成を望んでやみません。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

商工大臣 水谷長三郎君
運輸大臣 岡田 勢一君
通信大臣 富吉 榮三君
國務大臣 吉米地義三君
國務大臣 野澤 勝君
國務大臣 一松 定吉君
國務大臣 船田 享二君

四二九 岡部 得三君
四三二 久保 猛夫君
四三三 寺本 齋君
四三四 長谷川 俊一君
四三八 小澤 專七郎君
四三九 宇都宮 則綱君
四四〇 鈴木 彌五郎君

昭和三十二年六月二十三日
文教委員長 松本 淳造
衆議院議長松岡駒吉殿
一、昨二十四日文教委員長から左の公聴会開会報告書を提出した。
公聴会開会報告書
一、公聴会を開く議案
教育委員会法案
一、意見を聞く問題
教育委員会法案について
一、公聴会の日時
昭和二十三年六月二十九日 午前十時
右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

出席政府委員
總理府事務官 佐藤 朝生君
法務府事務官 松永 義雄君
法務府事務官 岡田 恕一君
厚生府事務官 喜多利治郎君
農林府事務官 山添 利作君
石炭廳次長 吉田 悌二郎君
運輸事務官 芥川 治君
運輸事務官 秋山 龍君
通信事務官 小笠原光壽君
通信事務官 岡井彌三郎君

一、昨二十四日特別委員会において、次の通り理事を補充選任した。
不当財産取引調査特別委員会
理事 河井榮藏君 荊木 一久君
小松 勇次君
一、昨二十四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
不当財産取引調査特別委員
櫻内 義雄君 吉田 安君
一、昨二十四日議長において、次の通り特別委員の補充を指名した。
不当財産取引調査特別委員
小松 勇次君 荊木 一久君
一、去る二十三日文教委員長から提出した左の公聴会開会承認要求書に対し、議長は昨二十四日これを承認した。

公聴会開会承認要求書
一、公聴会を開くとする議案
教育委員会法案
一、意見を聞く問題
教育委員会法案について
一、公聴会の日時
昭和二十三年六月二十九日 午前十時
右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

〔朗読を省略した報告〕
一、昨二十四日内閣總理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。
大藏事務官 今泉 兼寛
文部事務官 久保田藤麿
第二回國會政府委員を命ずる
一、昨二十四日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

愛知縣第一區 選出議員 一員
群馬縣第三區 選出議員 一員
山梨縣選出議員 一員
靜岡縣第一區 選出議員 一員
富山縣第二區 選出議員 一員
東京都第五區 選出議員 一員
尾崎 行雄君

一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)
一、昨二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)
一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)
一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)

五七
六九
八二
八五
九七
一六九
四二八

一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)
一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)
一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)

一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)
一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)
一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)

出席國務大臣
內閣總理大臣 芦田 均君
外務大臣 北村 徳太郎君
大藏大臣 竹田 儀一君
厚生大臣 永江 一夫君
農林大臣 永江 一夫君

一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)
一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)
一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)

一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)
一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)
一、昨二十四日議長から提出した議案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
(藤原亨君外十名提出)

治安及び地方制度委員会 付託

会社の配当する利益又は利息の支拂に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府縣農業会又は全國農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に關する法律案(内藤友明君外三名提出)に關する報告書

内閣總理大臣等の俸給等に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

(以上本号に掲載すべきところ、都合により最終号の附録に変更)

定價 一部二四二十錢

發行

東京都新宿区市ヶ谷本村町

電話 九段五三一

印刷局